

狛江市道路管理条例 (昭和46年4月1日条例第23号)

最終改正:令和6年3月26日条例第14号

改正内容:令和6年3月26日条例第14号 [令和6年4月1日]

別表 (第6条関係)

道路占用料金額表

占用物件		単位	占用料 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	4,400
	第二種電柱		6,800
	第三種電柱		9,290
	第一種電話柱		3,250
	第二種電話柱		5,250
	第三種電話柱		7,240
	その他の柱類		300
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	40
	地下電線その他地下に設ける線類		20
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,990
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	2,000
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	6,110
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	8,800
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	6,110
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	140
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		200
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		300
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		400
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		610
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		810
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,400
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		2,000
	外径が1メートル以上のもの		4,000
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道及び軌道その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	6,110
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけその他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,070
法第32条第1項第5号に掲げる物件		階数が1のもの 占用面積1平方メートルにつき	Aに0.004を乗じて得た額

掲げる施設	地下街及び地下室	階数が2のもの	1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			5,240
	地下に設ける通路			2,970
	その他のもの			6,020
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	88
	商品置場その他これに類するもの		占有面積1平方メートルにつき1年	8,800
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1平方メートルにつき1年	8,800
	標識		1本につき1年	4,890
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル又は1本につき1日	88
		その他のもの	占有面積1平方メートル又は1本につき1年	8,800
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	88,000
その他のもの			44,000	
令第7条第2号に掲げる物件			占有面積1平方メートルにつき1年	4,200
令第7条第3号に掲げる物件			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料置場			占有面積1平方メートルにつき1年	8,800
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			占有面積1平方メートルにつき1年	6,110
令第7条第8号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額

		のもの		得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び自動車修理所	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額

備考

- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものとする。
- 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。